# 朝倉商工会議所ニュース

通信 R3.8 No.1

#### く甘木川花火大会・流灌頂法要会・あさくら祭り中止のお知らせ>

新型肺炎コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、令和3年度の『甘木川花火大会』『流灌頂法要会』 『あさくら祭り』は、中止と決定致しましたのでお知らせいたします。 例年ご協力頂き、開催を楽しみにして頂いているかと存じますが、ご理解を頂きますようお願い申し上げ ます。

# デザイン経営セミナー

〇開催日 〈第2回〉8月26日(木)13:30~

<第3回>9月 2日(木)13:30~

〇場 所: 朝倉商工会議所 4 F 研修室

〇定 員: 各回30名

〇受講料: 無料

〇申込期限 〈第2回〉8月24日(火)

<第3回>8月31日(火)

セミナー内容等ご不明な点は会議所まで

お問合せ下さい。

## 事業者販路開拓応援チラシ 掲載募集

朝倉商工会議所では、会員事業所を対象として、共同の 販路開拓のための「応援チラシ」を作成することに致し ました。

業種を問わず、事業所のPRの場としてご活用して戴ければと考えておりますにで、どうぞご利用ください。

【対象者】: 朝倉商工会議所会員事業所

【掲載料】: 無料

【〆切り】: 募集枠数に達した時点で〆切ります。

# 電子商品券あさくらペイ

従来の商品券(紙)に加えて電子商品券『あさくらペイ』を発売致します。

〇申込方法:令和3年9月1日~

スマートフォンに専用アプリをダウンロードして、アプリ上で申込み後、コンビニにて申込金額を支払う (チャージ)。

〇使用期限:令和3年9月1日~令和4年2月10日

〇発行総額: 1 億 3 千万円 (販売額 1 億円+プレミアム分

30%)、一人5万円。※紙の商品券と電子商品券(あさ

くらペイ) は別枠で購入可

# コロナ禍対策 個別経営相談会

経営改善に関するアドバイスや設備・販路開拓 支援の補助金に関する個別相談会を開催します。 ぜひ、ご利用ください。

## 【開催日】

8月10日(火)、8月17日(火)、 8月24日(火)、8月31日(火)

※全て午後のみ。要予約。

#### <コロナ感染症ワクチン職域接種実施の断念>

当所では、コロナ感染症ワクチン接種について、早期の経済回復を目指して、会員の皆様にいち早く接種をして頂きたいと職域接種の実施を検討しました。しかし、多くの課題や不確定要素が山積する現状により、職域接種の実施を断念致しました。皆様には誠に申し訳ございませんが、何卒ご了察頂きますよう、何卒宜しくお願い致します。

#### <BCP 支援事業>

東京海上㈱との連携協定により、BCP支援事業の一環として、同社が開催するリスク対策セミナーを同封しています。ぜひご参加下さい。

### 朝倉商工会議所

〒838-0068 朝倉市甘木 955-11 TEL: 22-3835 FAX: 22-5166

# 朝倉商工会議所ニュース

通信 R3.8 No.2

## 【新型コロナウィルス感染症の影響被害支援策】

◆中小法人・個人事業者のための月次支援金(国)◆

申請締切(4月~5月分):令和3年8月15日、(6月分):令和3年8月31日

対象者:下記の①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等 の影響を受けていること。

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間 売上が令和元年または令和2年の同じ月と比べて50%以上減少していること。

給付額: 法人 上限20万円/月 個人 上限10万円/月

(令和元年または令和2年の基準月の売上 ― 令和3年の対象月の売上)

## ◆【第9期】福岡県感染拡大防止協力金◆

申請期間:令和3年7月12日(月)~8月11日(水)

対象者:福岡県による要請に応じて、下記の要請期間に営業時間短縮を行った飲食店。

給付額:1日当たり2万5千円~7万5千円 ※売上高で計算

営業時間短縮の要請期間:令和3年6月21日から7月11日まで

※営業時間を5時~21時までの間とし、酒類の提供は11時からで、オーダーストップを20時とすること。

※酒類の提供は、福岡県が発行する「感染防止宣言ステッカー」の掲示店に限る。

また、酒類を提供する場合は、4人以下のグループに限る。

※スナック・カラオケ喫茶などはカラオケ設備の利用自粛。

## ◆福岡県中小企業者等月次支援金◆

申請期間:令和3年6月18日(金)~8月31日(火)

対象者(①と②のいずれか): ①緊急事態措置等実施地域の飲食店と直接・間接の取引がある、 又は、緊急事態措置等に伴う外出自粛等による直接的な影響を受けており、令和3年5月・ 6月の月間事業収入が、令和元年または令和2年の同月比で30%以上50%未満減少して いる事業者。

> ②酒類販売事業者(中小事業者等)で、緊急事態措置等実施地域において酒類の提供を 停止する飲食店と直接・間接の取引があり、令和3年5月・6月の事業収入にかかる国の 月次支援金の給付対象となっている事業者。

給付額:①法人 上限10万円/月 個人 上限5万円/月

②法人 上限20万円/月 個人 上限10万円/月

計算方法: 令和元年または令和2年の5月(6月)の売上 一 令和3年の5月(6月)の売上

(②については、上記計算方法から国の支援金額を差し引いた額)

※インターネット上での申請を基本としています。郵送での申請を希望される方はコールセンター (0120-876-866) にお電話ください。

### ◆朝倉市事業所家賃支援金◆

申請期間:令和3年7月20日(火)~9月30日(木)

対 象 者:国の月次支援金、県の月次支援金、県の感染拡大防止協力金の給付対象者に対し、朝倉

市内に所在する建物・土地の家賃・地代(賃料)について朝倉市が上乗せして支援金を

給付します。

給 付 額:月額家賃に対して、1/3又は1/6に相当する額(対象となる月は令和3年5月・6月

の緊急事態宣言発令中の期間)

## 朝倉商工会議所

〒838-0068 朝倉市甘木 955-11 TEL: 22-3835 FAX: 22-5166



